

委員名	所属	1. 条例の形について	2. その理由
石野 富志三郎	(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	② 条例が別々に必要	<p>これまで真正面から主張してきた。 手話言語条例制定は私たちの悲願である。署名への賛同者14.275筆を無視してはならない。また運動を始めて6年続けてきたことを尊重すべき。</p> <p>① 障害のある人は周囲の理解不足や偏見等により、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けることや、障害の特性に応じたコミュニケーションの手段の選択がなされていないことから、情報やコミュニケーションを保障した条例の制定に賛意を示している。</p> <p>② 手話が言語であること(手話の言語性)が理解されないことにより、手話言語の獲得、取得や手話言語による意思疎通ができずに自立や社会参加(権利性)が妨げられていることから、手話言語条例の制定は絶対に必要である。また不足がちな手話通訳者の解消に繋がる。</p> <p>③ 推進協議会では、音声語中心の委員の中で手話言語を使用する当事者はただ1人のみ、どうしても流れが“一体型”に傾いてしまうのではないかと懸念を抱く。</p> <p>④ 条例の形式に拘るのか、二者択一にしなければならないのか、委員間で受け止め方にズレがあるのではないかと。最初から“錦の御旗”を掲げるのではなく、現状をよく理解して検討すべきである。</p>
大橋 博	(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会	① 一体化した条例が必要	<p>すべての障害者が一丸となって県民に対して、障害者は情報の取得が困難であり、また自分の考えを伝えることが難しく、コミュニケーションを図ることに不便を感じている。このことを全障害者が訴えることが大きな力となると思う。</p>
大平 眞太郎	滋賀県障害者自立支援協議会	① 一体化した条例が必要	<p>私なりの本議論の論点は以下の2点と考えます。 一点目には障害が制約とならず情報がしっかりと伝わること、そのために障害特性に応じたコミュニケーション手段が保障されることの重要性です。 二点目には、手話を母語とする聴覚障害のある人にとって、手話はコミュニケーション手段としてだけでなく、言語としての文化性を持つものであるため、存在そのものを守っていくことの重要性です。</p> <p>対応としては、これら二つの論点は情報保障とそれにかかわる重要な課題という意味で、一体的に条例を策定し、障害の有無や種別に関わらない情報保障の必要性および手話の言語性とその保護の重要性について明確に示すこと、コミュニケーション手段を含めた情報保障に関する基礎的な環境整備と合理的配慮の提供及び手話の保護のための行政等の責務を明確にすることは可能と考えます。</p> <p>手話の言語性とその保護の重要性についてさらに強調するのであれば以下のような対応も可能ではないかと考えます。 聴覚障害という特性により生まれた手話言語という文化が否定されるということを差別とらえ「障害者差別のない共生社会づくり条例」の見直しに際して、その言語性の明確化と保護の必要性に関する条文追加等を検討することも可能ではないかと考えます。 さらに、文化という意味では、「滋賀県文化振興条例」の見直しにおいて、手話言語の文化性とその保護の重要性を明記するといったことも可能ではないかと考えます。</p> <p>条例を策定する意味について、様々な意見があると考えますが、私としては情報保障および手話の言語性の明確化と保護を進めていくために、県民の理解と県の施策が効果的に効率的に進むことが条例策定の目的と考えますので、上記のような意見を述べさせていただきました。</p>
岡本 由美	(一社)滋賀県経済産業協会	① 一体化した条例が必要	<p>・聴覚障害者の中でも、途中で失聴される方もおられ、手話言語だけの条例では、中途失聴難聴者等、手話を使用されない方々が取り残されてしまう。 ・SDGsの「誰一人として取り残さない」の観点から、情報コミュニケーションに関しては、全ての障害を網羅すべきと思う。</p>
尾関 祐二	滋賀医科大学	① 一体化した条例が必要	<p>私は議論に参加しておらず、全体の流れを把握できておりません。そのため意見を申し上げる立場にないとも思いますことから、私の意見につきましては参考程度に受け止めていただければと思います。 いただきました資料を拝見いたしました。現代では多様性に対して包括的に向き合ってゆく方法をとる方が、受け入れられやすいように感じました。SDGsにはいくつものゴールがありますが、そのようなイメージではどうでしょうか。的外れな意見であればご容赦、ご放念ください。</p>
斉藤 亜希	(特非)JDDnet滋賀	① 一体化した条例が必要	<p>共生社会づくり条例に基づくのであれば、様々な障害が存在する中で、互いに認め合い協力し合いながら、一緒にやっていきましょう、というスタンスが望ましいと考えます。</p> <p>障害特性は様々であっても、障害がなくても、互いに認め合い一緒に考え解決していくべき課題として、情報コミュニケーションを大きな括りで捉え条例を作る。その中で、各章に分けて障害種別ごとの内容を記載することで、手話言語を埋もれさせることなく独立させることはできないでしょうか。</p>
崎山 美智子	(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	① 一体化した条例が必要	<p>・手話言語に特化した条例には賛成できません。ろうあ者以外でも情報コミュニケーションに困難を抱えています。 ・ろうあ者の方すべてが手話を理解できているのではない状況なら手話の解らないろうあ者が取り残されるのではないのでしょうか？SDGsの「誰一人取り残さない」の考えから離れた条例にならないようにしたい。 ・協議会で情報伝達の色々な方法や、その歴史・課題まで一通り研鑽させて頂いた上で、今回は一本化の条例がふさわしいと思いました。 ・一本化の条例が施行した後、手話言語条例等について的小委員会を設置して検討を深めて行く事も必要と思います。</p>

委員名	所 属	1. 条例の形について	2. その理由
初古 悦子	公募委員(おうみや)	① 一体化した条例が必要	やっぱり、分かり合う事が大事なことだと思います。 歩み寄ることが必要な事だと思います。
竹内 恵子	(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	① 一体化した条例が必要	障害者は、情報コミュニケーションにそれぞれ様々な違った困難を抱えておられることから、障害者すべてに対する情報コミュニケーションの保障を訴えていく一体化した条例の作成が望ましい。 すべての障害者は、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大を図ることとしている「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の基本理念を広く訴えていくためにも、すべての障害者を対象とする条例が必要と考える。
田中 健二	滋賀県児童成人福祉施設協議会	② 条例が別々に必要	手話言語条例制定の流れは、ろうあ協会等のこれまでの長い運動があつてこそ。ろうあ協会等が、今後の運動の糧として、この条例が活かされるようにすべき。
谷口 郁美	(社福)滋賀県社会福祉協議会	① 一体化した条例が必要	○滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(以下「共生社会条例」といいます。)が今回つくろうとする条例のよりどころ(「滋賀の福祉」の本質をあらわすもの)であると考えます。 ○共生社会条例で私たちが誇るべきは、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進すること、および、障害の社会モデルに基づき社会の側が社会的障壁を取り除くことが社会の責務であることを明確にしたことだと理解しています。 さらに、条例の第1条には、「全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現に寄与することを目的とする。」とあります。 ○人が自分の考え、感情、気持ちなどを表し、伝え、伝えあうために言語は不可欠であり、共生社会条例の示すところで考えると、障害のある人の固有の尊厳の尊重と社会的障壁を取り除くために、障害のあるその「人」が用いるさまざまなかたちの言語が「私たちの社会の言語」として認識され、大切にされ、伝えあうための手立てがとられていくことを促進するために条例を整備するのだろうと考えます。 ○手話をはじめ、固有の言語ごとに方策の必要性に基づく条例等がつくられていくことも今後の方向性と考えますが、先ず、障害の社会モデルの具現化として、障害のある人の情報コミュニケーションの保障に県民、県全体で取組むことを促進する条例をつくっていくことを希望します。
西田 武仁	(一社)滋賀県歯科医師会 口腔衛生センター部	① 一体化した条例が必要	手話も情報を伝える、コミュニケーションをとる手段の一つ。 甲賀市の条例を参考にしていますが、手話が言語であることを正しく知り、理解し促進する、且つ、それぞれの障害に合わせたコミュニケーション手段をとる条例を検討されてはどうか。
野崎 典子	滋賀県特別支援教育研究会	① 一体化した条例が必要	学校において子どもたちは、それぞれの得意な力を活用しつつ、上手いかないことには支援や機器等を活用しながら、情報の入力と伝達に苦労しながらも、学習をすすめたり、集団活動に参加したりしています。その苦労を皆が理解することを推進するために、情報コミュニケーションの条例が制定されることは、学校教育においても取組内容を明確に示されることになり、大きな意義があります。 障害のある子どもたちのコミュニケーション課題の困難さは様々であるため、それぞれのケースに応じて対応、支援、取組、役割等をすすめていこうとすると、一体化した条例である程度の大枠が謳われることが必要ではないかと考えます。また、子どもたちに他者理解を深めるために、コミュニケーション場面で様々な苦労や困難に直面しながら、個に応じた方法で意思伝達を図っておられる方々がいらつしゃることを総合的な学習等で学んでいることから、あらゆる立場や状況を含んだ方が現行の学習内容を更に深められるのではないかと思います。 ただ、条例にどのように明文されるのがよいのかはわかりませんが、項によってはそれぞれのコミュニケーション手段についての対応、支援、取組、役割等が具体的に明記されるべきではないかとも考えます。特に手話が言語であることの認識に基づき言語文化を形成していることは丁寧に伝える条例であることが必要だと感じます。
馬場 功	(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	① 一体化した条例が必要	それぞれの障がいによって、必要なコミュニケーションが存在して、それを障がい全体として別々に取り扱うより、包括した条例として啓発活動を行った方が、分かりやすく、幅広い市民の方々に伝えていけると考えます。 もちろん、聴覚障がいをお持ちの方が、手話を公的な言語にして欲しいとの先駆的な声により、近江八幡などで、先に条例が出来た自治体も誕生した経過は尊重される物です。 しかし、機能の問題だけでなく認知の問題もコミュニケーションで配慮してほしいなど、全ての障がい者を対象にしているの、ひとつの条例にした方がより、分かりやすく認知していただければよくなると思うからです。
藤崎 育代	しが本人の会 なかよし会	① 一体化した条例が必要	・私たち知的障害のある人にも、わかりやすい条例になるようお願いします。 ・色々な障害があり支援も色々あって、それぞれのコミュニケーション方法もたくさんあります。みんな認め合うことのできる条例になるようお願いします。
堀出 直樹	(一社)滋賀県医師会		(意見表明なし)

委員名	所 属	1. 条例の形について	2. その理由
山下 晏叶子	滋賀県社会就労センター協議会	① 一体化した条例が必要	<p>小委員会で検討されている内容は、障害者の権利に関する条約の「第21条 表現及び意見の自由並びに情報利用の機会に定められている事項について」に係る協議がなされていると考えた場合は、条文で(a)から(e)で並列記載されている内容であると思う。(以下、第21条より)</p> <p>(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。</p> <p>(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。</p> <p>(c) 一般公衆に対してサービス(インターネットによるものを含む。)を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するように要請すること。</p> <p>(d) マスメディア(インターネットを通じて情報を提供する者を含む。)がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。</p> <p>(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。</p> <p>(a)から(e)の実現を図るための滋賀県としての施策を広く考えられる方が、手話が言語であるという事の周知、普及・啓発も含めてより良い施策となるのではないかと考える。</p>
山根 寿美子	(特非)滋賀県難病連絡協議会	① 一体化した条例が必要	<p>条例に向けての協議会の場に、傍聴の方々がおられ議論を注視しておられました。並々ならぬ思いを感じました。委員の方々は、それぞれ自身の所属団体の立場から情報コミュニケーションの在り方について意見を出されてきたと思います。</p> <p>前回、障害者の意思疎通手段や支援が示されましたように、情報の取得手段は多様化していると考えます。コロナ禍において、zoomも広がってきました。世情や時間と共にコミュニケーション事情も刻々と変わってきていると思います。この先も障害の特性に応じた更なる意思疎通手段が出来てくるかもしれません。</p> <p>手話言語には差別の時代があると話されましたが、手話言語に特化した条例にしてしまうと、返って差別になるのではと危惧します。現在は、手話は認知されています。必要なものであると誰もが思っているし今後も変わらないと思います。</p> <p>手話言語を含むまとまりのある条例にする方が、わかりやすい条例になると思います。</p>
吉田 和司	市長会(野洲市)	① 一体化した条例が必要	<p>条例本体を細分化して定めると小回りが利かないので、取り組みの目的や理念などの総論部分を一体化して条例に位置づけ、目的を達成するための具体的な各論については規則等で定めて、必要に応じて柔軟に対応できるようにした方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>また、「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」の二括りを別々に定めると、「聴覚障害」と「聴覚障害以外の障害」といったアンバランスな括り方に見え、行政の立場としては違和感があります。かといって、個別の障害種別ごとにそれぞれ条例を定めることは、前述のように条例本体を細分化することになるので、望ましくないと思います。</p>

① 一体化した条例が必要 16

② 条例が別々に必要 2